

令和7年7月8日

土木部監理課	入札・契約G
担 当	庄田
内 線	5023
外 線	076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(有) 渡瀬建設 鳳珠郡能登町当目24-33

2 指名停止期間

令和7年7月8日から令和7年8月7日まで(1箇月)

3 指名停止事由

令和6年9月26日、奥能登土木総合事務所発注の「6 災 一般県道 与呂見藤波線道路災害復旧工事(豪雨災 応急仮工事)」において、住宅の屋根上で倒木の撤去作業をしていた作業員が、転倒後、重機でつり上げられた倒木にぶつかり、その後死亡した。

転落の危険がある高さの屋根で安全帯を着けずに作業させていたとして、令和7年2月3日、穴水労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、同社及び同社代表取締役を書類送検した。

令和7年6月17日、金沢簡易裁判所は、同社及び同社代表取締役に罰金刑に処する略式命令を出した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内